

家畜共済診療点数表改定作業の経過

- 1 現行家畜共済診療点数表（平成20年度から適用）については、平成20年3月13日付け農林水産省告示第388号をもって改定したものである。
- 2 家畜共済診療点数表については、家畜共済の共済掛金標準率の改定に併せ、3年ごとに改定を行うこととしている。改定される家畜共済診療点数表は平成23年度から適用することとしているが、改定に当たり資料を得ることを目的として、都道府県の家畜診療所及び開業等診療施設へ、平成20年度から平成22年度の3年間を通し「病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（以下「実態調査」という。）を依頼した。
- 3 当該実態調査結果に基づき、種別及び備考の見直し等に関し意見等を取りまとめたものが資料4－1から4－4の検討表である。
- 4 また、実態調査結果等を踏まえ、種別の追加、A種点数の積算の見直し、「B種点数－A種点数」の見直し等を行い、資料3 諮問文の家畜共済診療点数表（案）を取りまとめたところである。